

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年9月11日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 厚生年金基金規則の一部を改正する省令の公布について ◆

平成21年9月11日付で、厚生労働省令が公布されました。

今般公布された内容は、平成21年8月6日付で公表された「厚生年金基金規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に沿った内容となっております。

[公布された省令]

- 厚生年金基金規則の一部を改正する省令
(厚生労働省令第141号)

[施行日]

平成22年4月1日

今般の改正は、免除保険料率の決定に関するものであり、免除保険料率の決定の元となる代行保険料率の算定方法について改正が行われました。

(注) 免除保険料率は、代行保険料率の端数を四捨五入した値を基に決定される。

別紙のとおり概要をまとめましたのでご参照ください。



[改正の概要]

(1) 代行保険料率の算定に使用する予定利率の変更

変更前：年3.2% ⇒ 変更後：年4.1%

(2) 代行保険料率に関する経過措置

今後5年間(注1)の経過措置として、一定の条件を満たす場合(注2)には、以下の①と②の高い方を基準に免除保険料率を決定する。

①変更後の予定利率等により計算される「新代行保険料率」

②平成22年3月分の免除保険料率の基準となる「代行保険料率」

⇒別途予定死亡率も見直される予定ですが、予定利率の変更により、一般に②>①となります。

(注1)平成22年4月から次回の厚生年金本体の財政検証による免除保険料率の見直しまでの間

(注2)代行保険料率算定基準日において、以下の条件を満たす場合
「過去期間代行給付現価」>「最低責任準備金」

なお、過去期間代行給付現価の計算に使用する予定利率も4.1%に変更される予定(※)ですが、ほとんどの基金が(注2)の条件を満たすと考えられます。

(※)平成21年9月7日付「中央三井アセットの年金情報」をご参照ください。

⇒ 今回の基準変更により、平成22年4月以降の免除保険料率は、ほとんどの基金において平成22年3月分から変わらないものと考えられます。

以上

